

桜井市立図書館 指定管理者選考審査要領

I. 書類審査とプロポーザル審査

申請が5者以上の場合は書類審査を実施し、上位4者についてプロポーザル審査を実施します。

4者以下の場合は、プロポーザル審査を行います。

審査はいずれも採点方式により行います。

II. 審査の日程

1. 書類審査

応募者が5者を越える場合は、令和6年9月27日(金)に書類審査を実施し、書類審査後にプロポーザル審査の日時や場所を別途応募者に通知します。

2. プロポーザル審査

プロポーザル審査は、令和6年10月4日(金)・9日(水)・21日(月)のいずれかで実施します。

申請の締め切り後にプロポーザル審査の日時や場所を別途応募者に通知します。

審査結果については、後日すべての申請者に通知します。

III. 書類審査要領

別紙2-1の審査基準に基づき、1人25点満点、6人合計150点満点で採点します。

IV. プロポーザル審査要領

プロポーザル審査の後、別紙2-2の審査基準に基づき、各項目について採点します。1人140点満点、6人合計840点満点とし、最高得点となった団体を指定管理者候補者とします。

なお、プレゼンテーションの時間は1団体10分、質疑応答を10分とし、順番は、申込受付順とします。